

再編交付金の概要について

平成19年8月

1 再編交付金の交付対象市町村の指定について

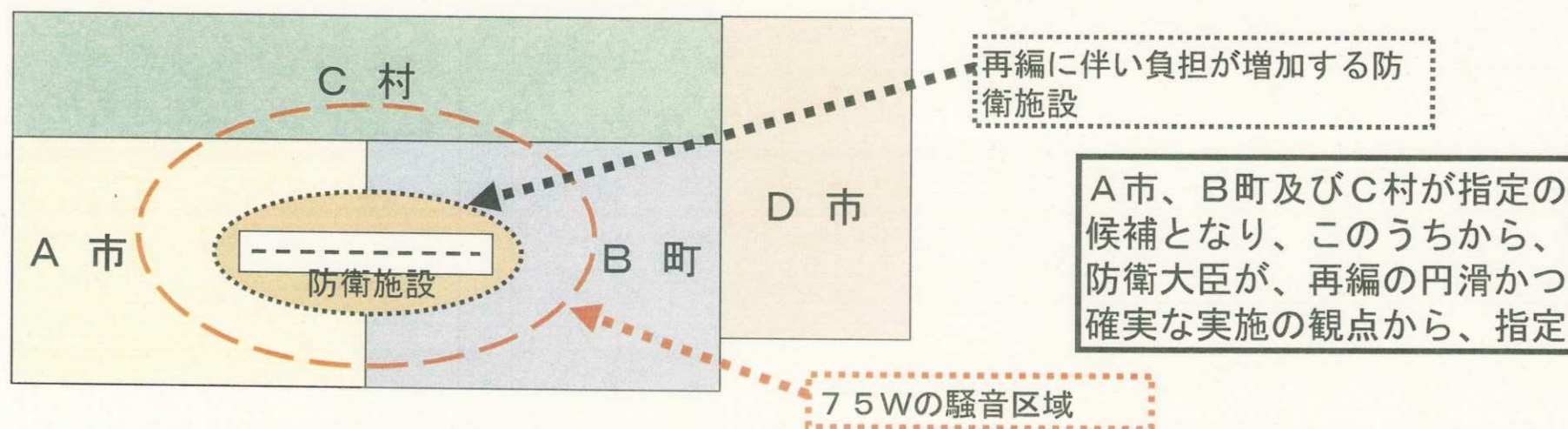
ア 再編交付金の交付対象となる市町村の基準

- ① 再編により負担が増加する防衛施設(注1)が所在する市町村のほか、
- ② 再編の内容が航空機部隊の移転や航空機の訓練移転の場合には、所在市町村に隣接する市町村及び隣々接市町村までの範囲の市町村のうちから、負担の増加する市町村として、航空機による騒音が一定レベル(75W)以上となる市町村が指定の候補となる(再編の内容が航空機部隊の移転の場合には、航空機の進入直下となる隣接市町村も指定の候補となる。)(資料1参照)。(以上のうち、下線部分は、政令で規定)

イ 再編関連特定周辺市町村の指定の仕方について

まず、再編に伴い負担が増加する防衛施設(再編関連特定防衛施設)を、関係行政機関の長と協議の上、防衛大臣が指定し、

これを前提として、上記の指定の候補となる市町村のうちから、再編の円滑かつ確実な実施に資すると認める場合(注2)に、防衛大臣が、関係行政機関の長と協議の上、指定する。



(注1)再編に関連する防衛施設ごとに、負担の増加と減少を点数に置き換えて足し引きし、負担がプラスとなった防衛施設を防衛大臣が指定。

(注2)市町村長が再編に一定の理解を表明し、市町村において当該姿勢を保持している場合が典型的な場合であるが、それに限定されるものではなく、再編の円滑かつ確実な実施に資するか否かという観点から判断。

2. 再編交付金の交付の基本的な仕組みについて

(以下は、政令で規定(進捗率の数値は除く。))

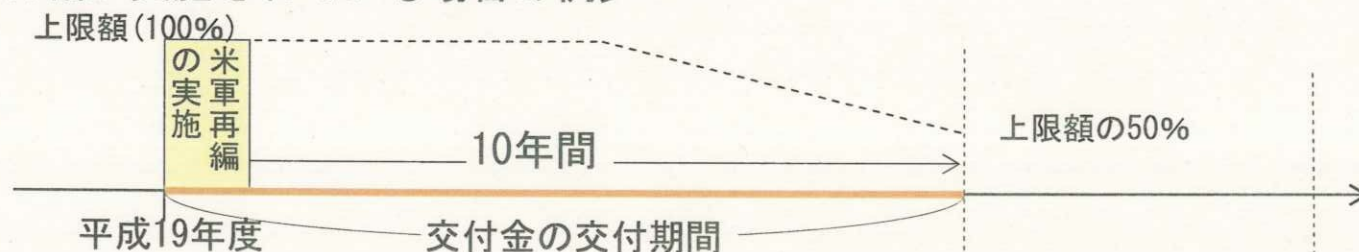
ア 防衛施設の面積の変化、施設整備の内容、航空機等の数の変化、人員数の変化等を基礎として、交付額を算定し、市町村に対する交付額は、この再編に伴う負担の程度に応じたものとなるようにする。

(これにより、交付期間が当初10年であったものが進捗が遅れて当初の予定を超えた(例えば12年)場合でも、それによって交付額が増えるようなことがないよう措置する。)

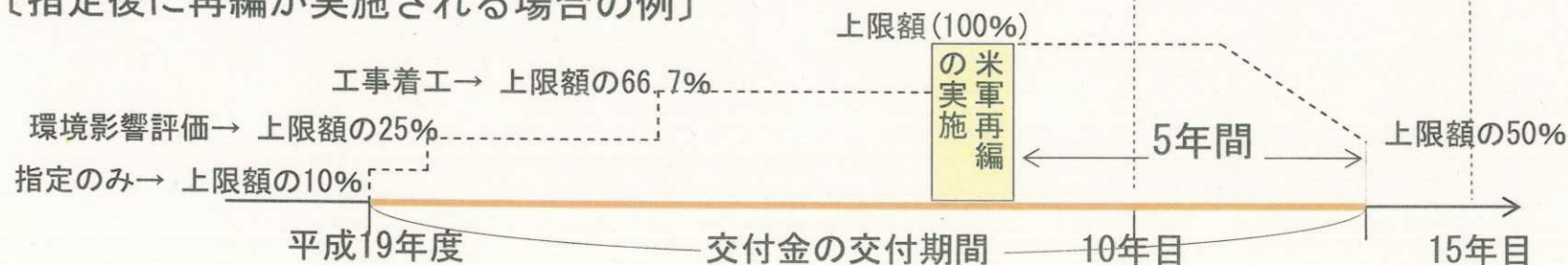
イ 再編が実施された年(訓練移転であれば、訓練が実施されたとき)の翌年度の交付額を交付の上限として、再編の進捗状況に応じて交付額を遡増させる。また、再編の実施後は、経過した期間に応じて交付の終了までの間、交付額を減額させる。

ウ 再編事業の進捗に支障が生ずる場合には、交付額を減額し、または交付額を零とすることができる。

〔指定時点で再編が実施されている場合の例〕



〔指定後に再編が実施される場合の例〕



3. 交付額の算定の考え方について

(以下は、政令で定められた方針に基づき省令で規定)

ア 再編に伴う負担の増加と減少を、以下の項目ごとに点数付けし、加点と減点の合計で市町村ごとの負担の点数を計算する(資料2参照)。

- ① 防衛施設の面積の変化
- ② 飛行場や港湾等の施設整備の状況
- ③ 航空機・艦船の数や種類の変化、PAC3の配備状況
- ④ 人員数の変化
- ⑤ 訓練のための防衛施設の使用の態様の変化

(なお、1防衛施設に関連市町村が複数あるときは、市町村数も考慮する。)

イ 再編事業の進捗の段階に応じた進捗率を、以下のように設定する。

- ① 再編の受入れ (10%)
- ② 環境影響評価への着手(25%)
- ③ 工事への着工 (66.7%)
- ④ 再編の実施 (100%)

また、再編の実施からの経過した期間に応じて、交付額を段階的に減額させ、交付終了時点で上限額に対して50%となるようにする。

ウ 負担の点数に進捗率を加味した上で、年度ごとの予算の範囲内で交付額を定めて交付する。

(SACO交付金における交付額を参考として、負担1点当たりの交付の基準となる額を算定し、これに各市町村の負担の点数を乗じて交付額を定める。)

4. 交付に当たっての留意事項について

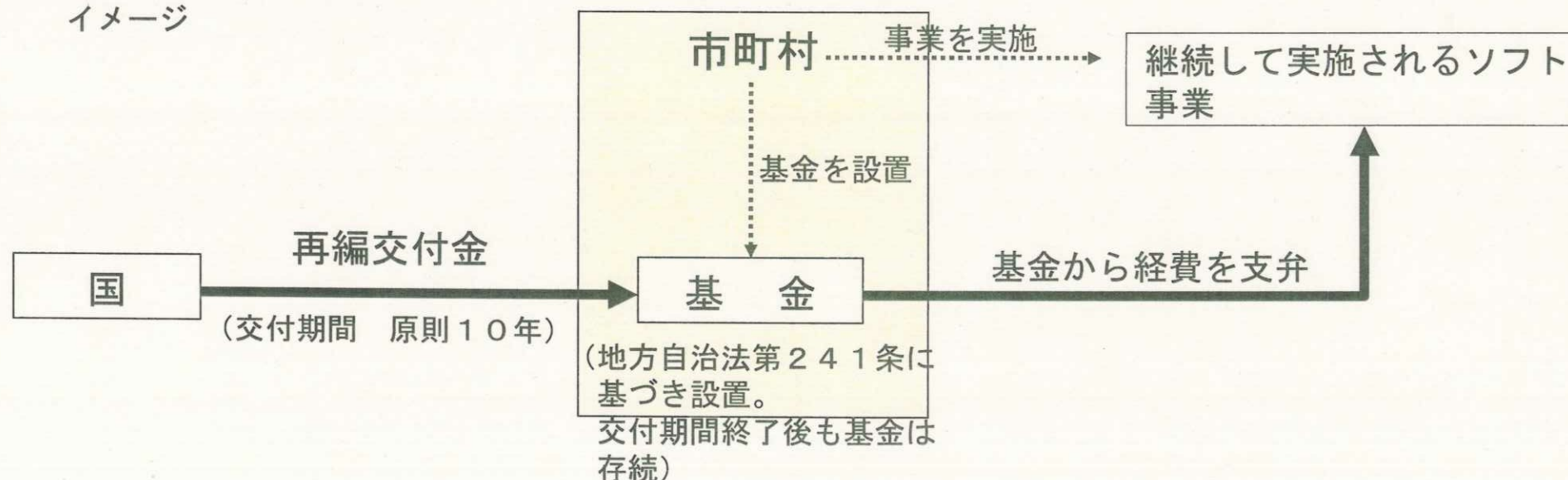
(以下は、政令で規定)

ア 二年度以上継続するソフト事業を実施する場合には、同事業が再編交付金の交付期間を超えて行われる可能性も考慮し、爾後に市町村の財政を圧迫することがないように、同事業を実施する上で必要な金額の基金を設け、基金から支弁することとする。

イ 助成対象事業を行おうとする地域は、市町村の区域内において、再編により影響を受ける住民の生活の安定に資するよう適切に配慮された地域とする。

ウ 市町村が毎年度経常的に行っている事業で、再編の円滑な実施に資するよう特別に実施するとはいえないものに、再編交付金を充てることができないものとする。

(参考) 基金による事業の実施のイメージ



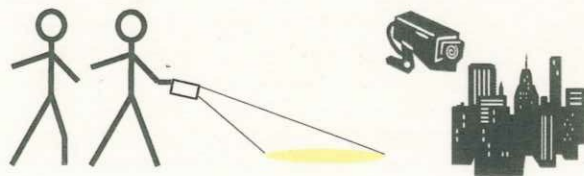
5. 助成対象事業について

(事業の具体的な範囲は、政令で規定)

○ 交付金の助成対象事業について、施設整備とソフト事業の双方を念頭において、幅広く規定。

(事業の具体例)

- ① 住民に対する広報に関する事業 (米軍再編広報パンフレット、地元説明会の実施)
- ② 国民保護及び防災、住民生活の安全の向上に関する事業 (緊急通報システム、防犯カメラ設置)
- ③ 情報通信の高度化に関する事業 (住民と行政とのオンライン化推進)
- ④ 教育、スポーツ、文化の振興に関する事業 (公民館・図書館の整備、技能教育セミナーの実施)
- ⑤ 福祉の増進及び医療の確保に関する事業 (託児所、巡回介護車整備)
- ⑥ 環境衛生の向上、環境の保全に関する事業 (ゴミ減量化対策、珊瑚の保護・育成)
- ⑦ 交通の発達・改善に関する事業 (コミュニティ・バスの運行、道路整備)
- ⑧ 公園・緑地、良好な景観の形成に関する事業 (空港周辺の緑地帯の整備、街路樹の整備、公園整備)
- ⑨ 企業の育成及び発展等を図る事業 (地場特産品開発支援などの事業)
- ⑩ その他生活環境の整備に関する事業で防衛大臣が定めて告示するもの



6. 今後の予定等

- 在日米軍再編特措法上、公布の日(5月30日)から3月を超えない範囲の政令で定める日(8月29日)から施行することとしている。
- 7月13日(金)からパブリック・コメントを実施(30日)。
(パブリック・コメントについては、行政手続法上、国と地方公共団体との関係を規定するもの、又は国の行政機関の組織に係るもの、法律により設置された法人の組織及び運営に関するものは、パブリック・コメントを要しないこととされており、政令案に関しては、公共事業の特例のうちの漁港(水産業共同組合)及び港湾(港湾局)に係る部分のみ実施)
- 8月11日 パブリック・コメント終了(提出された意見なし)
- 8月15日 施行令の閣議決定
- 8月29日 法律及び関連政省令の施行
- 在日米軍再編特措法の施行後、速やかに、関係行政機関と協議の上、再編関連特定防衛施設及び再編関連特定周辺市町村を防衛大臣が指定。
- 再編関連特定周辺市町村の指定後、各市町村に対して交付予算額を内示し、市町村から、事業の申請の受け付けを開始。

指定の候補となる防衛施設及び市町村

再編交付金の交付の対象となる防衛施設及び市町村については、駐留軍等再編特措法の施行後、その時点の状況を踏まえ、同法及び関連政省令の規定に基づき、関係行政機関の長と協議の上、防衛大臣が指定することとなる。

防衛施設	市町村
キャンプ・シュワブ	名護市 宜野座村
キャンプ・ハンセン	金武町 宜野座村 恩納村
新たな防衛施設	浦添市
キャンプ座間	座間市 相模原市
車力通信所	つがる市
横田飛行場	福生市 羽村市 武蔵村山市 立川市 昭島市 瑞穂町
岩国飛行場	岩国市 和木町 大竹市 周防大島町
鹿屋飛行場	鹿屋市

防衛施設	市町村
千歳飛行場	千歳市 苫小牧市
三沢飛行場	三沢市 東北町
百里飛行場	小美玉市 鉾田市 行方市 茨城町 かすみがうら市
小松飛行場	小松市 加賀市 能美市 川北町
築城飛行場	行橋市 みやこ町 築上町
新田原飛行場	西都市 新富町 高鍋町 宮崎市
横須賀海軍施設	横須賀市

○今後、再編事業として明確化されるもの

防衛施設	市町村
嘉手納飛行場以南返還関係	今後具体化
空母艦載機着陸訓練施設	今後具体化

負担の点数・市町村按分点数表

1 負担の点数

(1) 整備等点数関係

面積点数	施設整備点数	部隊点数
防衛施設面積の変動に応じた配点	防衛施設における建物その他の工作物の態様に応じた配点	部隊等の人員の変動に応じた配点
・ 100ha以上の減 : - 1. 0 点 ・ 100ha未満の減 : - 0. 5 点 ・ 10ha未満の減 : - 0. 1 点 ・ 面積増減なし : 0 点 ・ 10ha未満の増 : 0. 1 点 ・ 100ha未満の増 : 0. 5 点 ・ 100ha以上の増 : 1. 0 点	・ 飛行場施設又は港湾施設である防衛施設を廃止する場合 : - 1. 0 点 ・ その他の防衛施設を廃止する場合 : - 0. 5 点 ・ 整備なし : 0 点 ・ 他の防衛施設に所在する部隊又は機関が訓練するための工作物の整備 : 0. 1 点 ・ 部隊又は機関の編成又配置の変更のための工作物の整備（以下のものを除く） : 0. 5 点 ・ 部隊又は機関の編成又配置の変更のための港湾又は飛行場の整備で大規模でないもの : 1. 0 点 ・ 部隊又は機関の編成又配置の変更のための港湾又は飛行場の整備で大規模なもの : 3. 0 点 ※大規模とは、埋立による土地の形質変更を伴うもので500m以上の岸壁又は、2本以上の滑走路の整備をいう。	・ 2,500人以上の減 : - 1. 5 点 ・ 2,500人未満の減 : - 1. 0 点 ・ 1,000人未満の減 : - 0. 5 点 ・ 250人未満の減 : - 0. 1 点 ・ 人員増減なし : 0 点 ・ 250人以上の増 : 0. 1 点 ・ 1,000人未満の増 : 0. 5 点 ・ 2,500人未満の増 : 1. 0 点 ・ 2,500人以上の増 : 1. 5 点 ・ 駐留軍のアメリカ合衆国への移転のための減少で人員数が特定できない場合 : - 0. 5 点

(2) 装備訓練点数関係

装備点数	訓練等点数
配備装備の変化に応じた配点 ・ 装備に変化なし : 0点 ・ 航空機の81機以上の減 : -5.0点 ・ 航空機の80機以下の減 : -4.0点 ・ 航空機の40機以下の減 : -3.0点 ・ 航空機の20機以下の減 : -2.0点 ・ 航空機の10機以下の減 : -1.0点 ・ 航空機の10機以下の増 : 1.0点 ・ 航空機の20機以下の増 : 2.0点 ・ 航空機の40機以下の増 : 3.0点 ・ 航空機の80機以下の増 : 4.0点 ・ 航空機の81機以上の増 : 5.0点 ・ 艦船の原子力船への変更 : 2.0点 ・ PAC3の配備 : 2.0点 ※航空機の過半数がターボジェット発動機を主たる動力とする航空機の場合は点数を1.5倍する。 ※PAC3の配備は、19年度に沖縄に配備されたものに限る。	移転訓練内容に応じた配点 ・ 所在する航空機を保有する部隊又は機関の使用の減少(沖縄) : -7.5点 ・ 所在する航空機を保有する部隊又は機関の使用の減少(本土) : -0.75点 ・ 使用の態様の変化なし : 0点 ・ 他の防衛施設に所在するジェット発動機を主たる動力とする航空機を保有しない部隊又は機関の新たな使用 : 1.0点 ・ 他の防衛施設に所在するジェット発動機を主たる動力とする航空機を保有する部隊又は機関の新たな使用 : 1.5点 ※航空機の訓練移転においては、日米合意等による訓練上限日数が定められている場合には、上限日数に応じて修正した点数 ・ 28日以下 : 1.35点 (1.5×0.9) ・ 42日以下 : 1.425点 (1.5×0.95) ・ 43日以上 : 1.5点 (修正なし)

(3) 市町村数による加算

○整備等点数＝
 (面積点数＋施設整備点数＋部隊点数) ×
 [1 + (防衛施設が所在する市町村数－1)
 × 1/5]

○装備訓練点数＝
 (装備点数＋訓練点数) × [1 + (防衛施設が所在する市町村数－1) × 1/5 + A]

※Aは、防衛施設が所在する市町村以外の市町村数が1又は2の場合は0.15、3以上の場合は0.3とする。

2 市町村按分点数

(1) 整備等按分点数

次の基礎点及び調整点の計が各市町村毎の当該再編における整備等按分点数となる。

基 礎 点	調 整 点
市町村内の対象防衛施設面積に応じた配点 ・ 10ha未満：0.1点 ・ 100ha未満：0.5点 ・ 1000ha未満：1点 ・ 2000ha未満：2点 ・ 2000ha以上：3点	施設整備の場所等防衛施設の面積以外の事情を踏まえ市町村間の配点に配慮し基礎点に加算 ・ 当該再編で配分できる調整点の合計は、対象市町村数×1点の範囲内

(2) 装備訓練按分点数

次の基礎点及び調整点の計が各市町村毎の当該再編における装備訓練点数となる。

基 礎 点	調 整 点
市町村毎に次の公式で得られた値に応じた配点 $\text{防衛施設面積} + \frac{90W\text{区域面積}}{3} + \frac{75W\text{区域面積}}{100}$ ※各面積は各市町村内における面積 ・ 10未満：0.1点 ・ 100未満：0.5点 ・ 1000未満：1点 ・ 2000未満：2点 ・ 2000以上：3点	訓練移転の状況等防衛施設の面積以外の事情を踏まえ市町村間の配点に配慮し基礎点に加算 ・ 当該再編で配分できる調整点の合計は、対象市町村数×1点の範囲内

(注) 面積の補正係数：W値が95以上となる区域（第3種区域）が防衛施設の周辺地域に設定されることから、防衛施設のW値を95と見なし、W値は航空機騒音のエネルギーが同じであれば、値が5違えば騒音の発生回数としては約3倍違い、値が20違えば騒音の発生回数としては100倍違うことを踏まえ決定した。